

の妻戸より参りて御通もありしとかやされど此比は五日のみ参れば便宜の所なるによりて西面にて御覽あり

〔禁年中行事正月〕五日 千壽萬歲 於東庭唱門師勤之 猿舞 同所ニテ在之 清涼殿出御女中并内々公家衆御盃被下

〔禁中恒例年中行事正月〕五日 千秋萬歲 是は清涼殿の西面に簾中出御萬歲を御覽なり公卿は西の廣椽殿上人は取合の落椽に候す西の御庭棗の御庭といふにて萬歲舞畢て退き猿廻し出猿を

廻し果て入御なり萬歲は小泉豊後とて土御門家支配の陰陽師萬歲役なり京住也猿廻しは町家のものにて御所にては瀧井兵庫といふ猿廻し役にて京住なり雜人拜見をも入るゝなり

〔光臺一覽〕五日〇正は千壽萬歲の猿廻しに御所の庭にて勤之
〔故實拾要三〕同日〇正月 千壽萬歲并猿舞 是清涼殿ノ於西庭此義アリ

〔諸國年中行事大成正月〕五日 千壽萬歲 今日東の御庭に來り早歌唱ふ次に猿舞あり萬歲は大和國窪田箸尾兩村より出る兩流あり窪田大夫箸尾大夫と云左部右部に准じて稱す

今日東の御庭に於て萬歲あり次に猿舞猿を牽き歌を唱ふこれに合して猿幣を持って御庭に舞ふ或説云千壽とは猿舞の事なりと云々其是非を去らず京師に猿を舞すもの六人あり此外み

だりに猿をつかふことを免さず又伏見に六人あり千壽萬歲は萬歲樂にて踏歌節會を擬ぶと云々

〔一話一言四十五〕禁裏萬歲之御式 此時所司代より警固出役無御座候又諸人の拜見も不相成候故に於彼地も誰も存じ不申候珍敷物にて御座候尤此書面とてもあらましに御座候 京都

住 萬歲 小泉豊後 每正月四日紫宸殿御庭にて舞申候装束は三位烏帽子此烏帽子古へ上申傳大紋著但下は半袴の如く裾短也大紋萌黄色ノ薄キ様服は紅の兩面の小袖尤無下に白無

候所丸ノ内ニ笹輪頭ヲ附ル